

大船渡地区環境衛生組合議会会議録

令和 7 年 2 月 1 7 日 招 集

第 1 回 定 例 会

大船渡地区環境衛生組合

大船渡地区環境衛生組合告示第 1 号

令和 7 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 2 月 10 日

大船渡地区環境衛生組合

管理者 大船渡市長 渕 上 清

記

1 期 日 令和 7 年 2 月 17 日（月）午後 1 時

2 場 所 大船渡市役所 議員控室

令和 7 年大船渡地区環境衛生組合議会

第 1 回 定 例 会 議 事 日 程 表

議事日程第 1 号

令和 7 年 2 月 17 日（月） 午後 1 時開議

日程第 1		会期の決定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3	議案第 1 号	令和 7 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについて
日程第 4	議案第 2 号	令和 6 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）を定めることについて
日程第 5	議案第 3 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第 6	発議案第 1 号	大船渡地区環境衛生組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員（10名）

議 長	西風 雅史 君	副議長	佐々木信一 君
1 番	岡澤 駿 君	2 番	渡辺 徹 君
4 番	森 亨 君	5 番	金野 千津 君
6 番	船砥 英久 君	7 番	山本 和義 君
8 番	森 操 君	10 番	今野 善信 君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

管理者	大船渡市長	湊上 清 君
副管理者	住田町長	神田 謙一 君
副管理者	大船渡市副市長	引屋敷 努 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	橋本 邦彦 君
事務局長		舞良 重徳 君

幹事出席者

大船渡市市民生活部市民環境課長	鈴木 康代 君
住田町住民税務課長補佐	高木 宏二 君 ※代理出席

事務局出席者

書 記	佐々木 伶 君
書 記	新沼 宏平 君

○議長（西風雅史君） ただ今から、令和 7 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、10 名全員であります。

○議長（西風雅史君） ここで、議事日程に入る前に、諸報告を行います。大船渡地区環境衛生組合監査委員から、「令和 6 年定期監査結果」及び「令和 6 年度 11 月分から 12 月分」の一般会計並びに歳計外現金の例月現金出納検査結果について報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

○議長（西風雅史君） それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の「議事日程第 1 号」により進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長（西風雅史君） 次に、日程第 1、「会期の決定」を行います。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

次に、日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、規定により、議長から、10 番今野善信君、1 番岡澤駿君の両名を指名いたします。

次に、日程第 3、議案第 1 号「令和 7 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについて」を議題といたします。管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者（淵上清君） それでは、令和 7 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算の審議に先立ち、組合運営の基本方針を申し述べさせていただきますので、議員各位の御理解と御協力をあらためてお願い申し上げます。

わたしたちの暮らしは、豊かな自然とそこから得られる恵みによって成り立っており、この快適な環境を後世に引き継ぐことは、今を生きる全ての者にとって、義務であり、使命であります。今日の世界は、気候変動問題、海洋プラスチックごみ問題、生物多様性の損失といった地球環境の危機に直面しており、廃棄物の適正処理はもちろんのこと、再資源化による循環型社会の構築に向けた取組の重要性が増してきております。このような中、一般廃棄物処理の一翼を担う当組合におきましては、構成市町である大船渡市及び住田町の協力の下、岩手沿岸南部クリーンセンターとの連携により、家庭等から排出されるごみの収集及び適正処分に鋭意取り組んでいるところであります。この結果、当組合における昨年度の可燃ごみ及び不燃ごみの総排出量は、ピーク時の平成 15 年度と比較して、約 38 パーセント減少して

おります。ごみの取扱量は今後も減少傾向が続くと予測しておりますが、その要因には、管内人口の減少のほか、ごみの減量化・再資源化に対する企業努力、住民一人一人の意識の向上が挙げられるものと受け止めております。

今後も、構成市町等との連携により、新たなプラスチックリサイクルの取組など多様化する諸課題への的確な対応に努め、一層のごみの減量化や分別、リサイクル等の適正処理を推進し、廃棄物行政に取り組んでまいります。

こうした観点に立ちまして、令和7年度一般会計予算について申し上げます。

ごみの収集・運搬業務につきましては、現在、一部地域の可燃ごみを除き、民間委託事業者により収集等が行われております。引き続き、組合が保有する人的・物的資源の効率的かつ効果的な活用を考慮した上で、事業の安定化を図りながら、段階的に委託化を進めてまいります。

また、令和7年度は、ペットボトルの分別収集・再資源化という新たな取組を開始いたします。これまでの可燃ごみ及び不燃ごみの収集業務と併せ、引き続き安定した業務運営が行えるよう取り組んでまいります。

中間処理業務につきましては、焼却処理を担う岩手沿岸南部クリーンセンターの積込中継基地としての役割を維持するとともに、周辺地域の生活環境に配慮しながら、計画的なごみの搬出が図られるよう取り組んでまいります。また、大船渡地区クリーンセンターに収集または直接搬入により受け入れたごみの分別とリサイクル処理を適切に行い、廃棄物の再資源化と最終処分量の低減に努めてまいります。

最終処分業務につきましては、埋め立て地内の保守管理により、近隣地区の自然環境や生活環境に配慮しながら、岩手沿岸南部クリーンセンターで発生した溶融飛灰等の埋設処理を計画的に進めてまいります。また、浸出水処理施設の適切な維持管理を行い、安全な水の放流を保持するとともに、基準値以下となっている原発事故由来の放射性物質の測定調査をモニタリング事業として継続してまいります。

そのほか、ごみの減量化及び再資源化を推進するため、資源古紙の定期的な収集や家庭で不用となった蛍光灯、乾電池等の水銀使用廃製品及び小型家電製品の分別を促すとともに、清掃美化運動推進事業や集団資源回収事業の実施により資源循環型社会の構築に努めてまいります。

また、組合が保有する施設等につきましては、全体的に老朽化が進んでおりますことから、引き続き予防保全を念頭に長寿命化による施設管理を推進してまいります。

最後に、職員の安全管理等につきましては、収集、中間処理、最終処分の各業務において、従事者への注意喚起を促すとともに、施設設備の保守管理を徹底し、現場で必要な技術研修等の機会を確保するなど、職員の資質向上に努めてまいります。

なお、詳しい内容につきましては、事務局長から説明させていただきますので、ご審議の上、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。私からは、以上です。

○議長（西風雅史君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） それでは、令和7年度一般会計予算の具体的な内容について、ご説明いたします。議案書の「議案第1号」をお開き願います。

議案第1号、令和7年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについて。別冊のとおり定めることについて、地方自治法第292条において準用する同法第211条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

別冊の「令和7年度 大船渡地区環境衛生組合 予算書」により、説明させていただきます。予算書の1ページをお開き願います。

令和7年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算。令和7年度大船渡地区環境衛生組合の一般会計の予算は、次に定めるところによります。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出それぞれ2億3,857万5千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。歳出予算の流用。第2条地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。お開き願います。第1表歳入歳出予算。歳入でございます。款、項、金額の順に申し上げます。1款分担金及び負担金、1項分担金2億1,818万1千円。2款使用料及び手数料、1項手数料1,902万円。3款国庫支出金、1項国庫補助金39万6千円。4款繰越金、1項繰越金1千円。5款諸収入、1項組合預金利子1千円。2項雑入97万6千円。以上、歳入合計額を、2億3,857万5千円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出でございます。款、項、金額の順に申し上げます。1款議会費、1項議会費35万1千円。2款総務費、1項総務管理費2,736万2千円。2項監査委員費、5万4千円。3款衛生費、1項清掃費1億9,946万9千円。4款公債費、1項公債費1,123万9千円。5款予備費、1項予備費10万円。以上、歳出合計額を、2億3,857万5千円とするものでございます。次に「予算に関する説明書」でございます。

6ページをお開き願います。「歳入歳出予算事項別明細書」でございます。「1総括」、説明が重複する部分は省略させていただきます。歳入及び歳出の本年度予算額について、前年度予算額との比較では、839万3千円の増額となっております。その主な要因といたしまして、令和7年度から開始するペットボトルの分別収集とその再資源化に係る事業費、また、積込中継施設のクレーン巻上げモーターの大規模修繕、さらに令和5年度に起債により購入した塵芥収集車の元金償還が新たに始まることが大きく影響しているところでございます。

7ページをご覧ください。「2歳入」でございます。款、項、目、本年度の順に、主なものを申し上げます。1款分担金及び負担金、1項1目分担金2億1,818万1千円。内訳はご覧のとおりでございます。大船渡市及び住田町の分担金内訳につきましては、22ページ以降、積算根拠等を掲載しておりますので、ご参考にいただきたいと思います。続きまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料1,902万円、廃棄物処理手数料でございます。一般家庭及び事業系のごみをクリーンセンターに直接搬入する際の手数料でございます。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目・衛生費国庫補助金39万6千円。最終処分場における放射性物質測定費用に対する補助金でございます。

8ページをお開き願います。5款諸収入、2項1目雑入97万6千円。再資源化等を目的に古紙類を収集した際の業者引渡し収入でございます。

9ページをご覧ください。「3歳出」でございます。款、項、目、本年度の順に、主なものを申し上げます。

11ページをお開き願います。3款衛生費、1項清掃費、1目塵芥処理費1億9,946万9千円、技労職にかかる人件費のほか、7節報償費、報奨金140万円、ごみの再資源化等を目的に、地域子ども会や町内会組織など登録団体が集団回収を行い、有価物を資源回収組合に引き渡す際、取扱量に応じ奨励金を交付するものでございます。10節需用費、修繕料1,053万円、積込中継施設に係るクレーン巻上げモーターの修繕及び車両修繕等に伴う費用でございます。12節委託料、主なものといたしまして、可燃物収集5,382万3千円、可燃ごみの収集運搬委託費用でございます。不燃物処理・粗大ごみ等広域運搬1,752万8千円、不燃ごみの収集ほか、粗大ごみ等の沿岸南部クリーンセンターへの運搬費用等にかかる委託費用でございます。

お開き願います。13節使用料及び賃借料、304万5千円、組合施設用地の賃借料等でございます。

13ページをご覧願います。4款、1項公債費、1目元金1,108万9千円、令和2年度に実施した煙突の解体除却、令和4年度に実施した中間処理施設に係るダストドラム修繕及び令和5年度に更新した塵芥収集車に伴う起債の償還等でございます。

お開き願います。14ページ「給与費明細書」以降の説明は省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（西風雅史君） 以上で、提出者の説明を終わります。次に、「議案第1号」について、質疑を許します。8番、森操君。

○8番（森操君） 前回の議会で、ペットボトルの回収ということでご質問させていただきました、いろいろと納得もいかなかったけど、市の方の説明でですね、少し納得はいったんですけども、2つほど質問と提案をさせていただきたいと思います。一つはですね、収集で月1回ペットボトルをですね回収するということをお聞きしました。なるべく潰さないでというお話もあったんですけども、1か月間様子を見ると。家庭ではですね、それをストックしなきゃいけないという問題があつて、当然、袋ですね、大船渡・住田のごみ袋をたぶん使用することになると思うんですけども、非常にボリュームも大きくなって、私なんか貸家住まいでですね、ストックヤードも無いのでね、非常にその1か月間、特に夏場はですね、かなりの量をやっぱり使っておりましてですね、それを潰さないでストックしておくというのは、各家庭ですね、大変かなという風に思っておりまして、そのあたりをですね、組合として、どういう住民の方々にご理解いただいてですね、それを運用していくのかっていうところが非常に重要だと思うんですね。あともう一つが、我々、というか前も言いましたけども、スーパーでですね、ほんとに溜まったときに持って行って、非常にタイムリーにですね、処分というか、要するに入れているんですけども、それをそういう風に市の方の収集に、一市民としてですね、切り替えるかどうかということが、非常に問題で、今のところ、あんまりストックヤードも無いし、一住民としてですね、月に1回のそれにやるということは非常にハードルが高いなという風に僕は思うんですね。で、そのあたりの、要するに地域住民に対するですね、説明。それはそれでスーパーとかに回収は、それはそれでいいんだよということをですね、市の環境の方は言っておったんですけども、そのあたりのですね、すり合わせというか、いう部分が非常に理解しにくい。市はこうやっているけども、なんかもう非常にあのストックヤードも無いし、今までどおりスーパーに持って行くかなっていうのが本音なんですね。そのあたりを、どうやってこういうですね、市民に通知というか、啓蒙

というか、いう部分をされるのかということと。

○議長（西風雅史君） 一旦ここで質問を切らせていただきます。事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） まずペットボトルの出し方ということですが、原則潰さないで出していただくのが理想かと思いますが、議員がおっしゃったように各家庭のご事情もありますので、潰す形でお出しいただいても結構でございます。ちなみに、釜石市では潰す場合、ペットボトルを横にした状態で潰すよう住民の皆さんにはお願いしているようでございます。それと各家庭で民間の事業所へお出ししている場合はどうするのかということですが、それは各家庭でのご判断になりますので、行政の方から、是非行政側にペットボトルを出してくださいというような周知はいたしません。また、この事業を始めることによる住民の方々の大きなメリットですが、民間の事業所から遠く離れた地域にお住まいの方々も、お近くのステーションにペットボトルを出していただければ、「燃えるごみ・燃えないごみ」と同じように当組合の方で収集するというのが、住民の方の一番のメリットかと思いますが、いろいろな考え方はあると思いますが「燃えるごみ・燃えないごみ」と同じように、今までどおりお近くのステーションに出していただければと思います。以上です。

○議長（西風雅史君） 8番、森議員。

○8番（森操君） わかりました。一つはですね、提案なんですけれども、過去にですね、組合の議員に出さしていただいて、組合の視察っていうのがね、あった記憶があるんですけども、今回、来年度というかですね、7年度あるのかどうか。あるとすればですね、非常にこのリサイクルの処理というかですね、というのを見てみたいというのが本音でですね、是非視察がもし有るか無いかということと、こういう一つの提案なんですけれども、ペットボトルのリサイクル工場とか、そういったところの視察をですね、検討していただきたいなというところなんです、よろしくお願いします。

○議長（西風雅史君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） まず7年度の予算内容をご覧になっておわかりかと思いますが、来年度の視察予定はございません。ただ、議員がおっしゃったとおり、これから、ますますリサイクルが進んでいく社会情勢にあって、その処理施設等の見学というのは、ある程度必要じゃないかという風にも考えておりますので、引き続き検討させていただきたいと思えます。以上です。

○議長（西風雅史君） 1番、岡澤議員。

○1番（岡澤駿君） 1番岡澤です。2点ほどお伺いしたいと思います。1点目は、7年度の当初予算、7年度からはペットボトルの収集・再資源化処理が大きな増要因ということで、だいたい当初予算が1,400万円～1,500万円くらい全体で増になるのかなと思って議案を拝見していたんですけども、総額としては全体で800万円ほどの予算増になっています。ということはペットボトルだけでも1,400万円以上の増、またそのほか先ほどの説明では、そのほか修繕業務などによる増というお話もあったんですけども、反対に主な予算の減の要因をお伺いしたいのが1点。2点目については、ペットボトルの収集・再資源化処理ということで、前回の臨時会で債務負担を取ったと思うんですけども、その後の契約の手続き状況などをお伺いしたいと思います。以上2点お願いします。

○議長（西風雅史君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） まず予算の定点比較でございますけども、ご指摘のとおり予算増の要因もありますが、主に施設内の設備や車両などの修繕等の金額というのは、その度合

いによるところが大きいです。中間処理施設、不燃処理施設及び最終処分場の各設備にかかる費用は年度によってかなり増減いたします。それが主な原因です。そして2点目の、債務負担行為の議決をいただいた以降の準備の状況ということですが、さる1月9日に、委託業務の対象となる事業者への説明会を終了しております。そして今議会で、新年度の予算の議決をいただいた後に、入札又は見積合わせを行い、3月に契約を結ぶという予定で進めております。更に、作業の準備も進めております。管内800数十か所の全ステーションには、ペットボトルの掲示板を設置する作業を1月から開始しておりまして、今月中に全ステーションへの設置が完了する予定です。それと周知等ですけれども、まず1月には、大船渡市・住田町の全戸配布広報で、ペットボトルの収集を開始するという周知をしております。また、2月20日以降に、B4判のペットボトルのチラシをこれも大船渡市・住田町で全戸配布する予定でございます。さらに3月には、「ごみの分別辞典」の冊子をペットボトルの内容を網羅した最新版のもので、これも大船渡市・住田町で全戸配布する予定でおります。今のところはそのような予定で進めております。以上です。

○議長（西風雅史君） 1番、岡澤議員。

○1番（岡澤駿君） ご説明ありがとうございます。1点目の予算の減の要因について、改めて確認なんですけれども、予算書の14ページから15ページにかけて、職員給の説明になっていると思うんですけれども、私的にはこちらの職員の給与、特に退職手当負担金などの減というのも大きい減要因なのかなという風に思っていて見てたんですが、こちら特にその大きな減、当初予算減の要因にはなっていないのかだけお伺いして終わりたいと思います。

○議長（西風雅史君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） 議員ご指摘のとおり、再任用になった方、そして定年延長になった方というのは、その時点で給与が下がりますので、それも一つの要因でございます。ただ、それよりも、先ほど申し上げたとおり、各施設の修繕費の増減というのが年度ごとに違いますので、そこが大きな理由かと捉えております。どちらも、3款でございます。

○議長（西風雅史君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。「議案第1号」について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。よって、「議案第1号」は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4、議案第2号「令和6年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）」を定めることについて」を議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） それでは、「議案第2号」についてご説明いたします。議案書の「議案第2号」をお開き願います。議案第2号令和6年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算、第2号を定めることについて。別冊のとおり定めることについて、地方自治法第292条において準用する同法第218条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。それでは、別冊の「令和6年度 大船渡地区環境衛生組合 一般会計補正予算（第2号）」により説明させていただきます。

1ページをお開き願います。令和6年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第2号でございます。令和6年度大船渡地区環境衛生組合の一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによります。歳入予算の補正。第1条、歳入予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用できる経費は、「第2表繰越明許費」による。

2 ページをお開き願います。第 1 表歳入予算補正でございます。款・項・補正額の順に申し上げます。1 款分担金及び負担金、1 項分担金 1,017 万 7 千円の減。4 款繰越金、1 項繰越金 1,017 万 7 千円の増。このことから、歳入の合計額は補正前の合計額と同様の 2 億 3,018 万 2 千円となるものでございます。今回の補正につきましては、前年度からの繰越額が確定したことから、その分で大船渡市及び住田町からの分担金を減額補正し調整するものでございます。

3 ページをご覧ください。第 2 表繰越明許費でございます。款・項・金額の順に申し上げます。3 款衛生費、1 項清掃費 208 万円。最終処分場用の作業車両におきまして、今年度の購入を予定しておりましたが、国際情勢等の変化の影響を受けて、一部部品の供給が遅滞しており、年度内の納入が見込めないと判断したことから、当該予算に係る全額について繰越明許するものでございます。なお、歳入予算補正及び繰越明許費の内訳につきましては、6 ページ、7 ページにお示した歳入補正予算事項別明細書のとおりとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（西風雅史君） 以上で、提出者の説明を終わります。次に、「議案第 2 号」について、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。「議案第 2 号」について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。よって、「議案第 2 号」は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第 5、議案第 3 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） それでは、「議案第 3 号」についてご説明いたします。

議案書の「議案第 3 号」をお開き願います。議案第 3 号、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」。別冊のとおり制定することについて、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。提案理由でございます。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備をしようとするものでございます。条例案につきましては、別冊の「管理者提出条例議案」1 ページをお開き願います。内容につきましては、別紙の「議案第 3 号説明要旨」により説明し、全文に代えさせていただきます。

説明要旨の 1 ページをお開き願います。議案第 3 号説明要旨。1、本則でございます。第 1 条による改正（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）。第 22 条の 2、拘禁刑の創設に伴い、文言を整理するものでございます。第 22 条の 3、拘禁刑の創設に伴い、文言を整理するものでございます。第 2 条による改正（大船渡地区環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）。第 3 条、拘禁刑の創設に伴い、文言を整理するものでございます。第 3 条による改正（大船渡地区環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）。第 19 条、拘禁刑の創設に伴い、文言を整理するものでございます。2、附則でございます。第 1 項、この条例の施行期日を令和 7 年 6 月 1 日とするものでございます。第 2 項、この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用に関する経過措置を定めるものでございます。第 3 項、この条例の施行後にした行為に対する旧刑法の罰則の適用に関する経過措置を定めるものでございます。第 4 項、拘禁刑又は拘留に処された者に係る人の資格に関する経過措置を定めるものでございます。第 5 項、この条例の施行前に死刑を除く禁錮以上の刑が

定められている罪を犯して起訴された者に係る改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定の適用に関する経過措置を定めるものでございます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（西風雅史君） 以上で、提出者の説明を終わります。次に、「議案第3号」について、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。「議案第3号」について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。よって、「議案第3号」は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6、発議案第1号「大船渡地区環境衛生組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。9番、佐々木信一君。

○9番（佐々木信一君） それでは、発議案第1号について、説明を申し上げます。発議案第1号「大船渡地区環境衛生組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」。標記について、地方自治法第112条 及び 大船渡地区環境衛生組合議会会議規則第7条の規定により、別紙のとおり提出いたします。令和7年2月17日提出。提出者、佐々木信一。賛成者は、船砥英久議員、金野千津議員の2名であります。提案理由は、刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定の整備をしようとするものであります。内容につきましては、別紙の「発議案第1号説明要旨」により説明し、全文に代えさせていただきます。説明要旨をお開き願います。1、本則でございます。表1の項、第2条及び第47条について、文言を整理するものでございます。表2の項、第53条、第54条及び第55条について、拘禁刑の創設に伴い、文言を整理するものでございます。2、附則でございます。第1項、この条例の施行期日を定めるものでございます。第2項、この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用に関する経過措置を定めるものでございます。説明は、以上であります。

議員各位におかれましては、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西風雅史君） 以上で、提出者の説明を終わります。次に、「発議案第1号」について、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。「発議案第1号」について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。よって、「発議案第1号」は原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の日程を終了いたしましたので、これをもちまして、「令和7年大船渡地区環境衛生組合議会第1回定例会」を閉会いたします。

本日は大変、ご苦労さまでした。

午後1時43分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

大船渡地区環境衛生組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員